書面による計算報告

特別清算終結

令和６年（ヒ）第２０８６号

東京都千代田区有楽町１丁目７番１号
清算株式会社　株式会社日本ヒューマンキャリア

１　決定年月日　令和７年７月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００１号

札幌市東区伏古８条４丁目７番22号
清算株式会社　株式会社三和部品
代表清算人　茂田　晃男

１　決定年月日　令和７年６月30日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権額の0.452847％の金員を弁済する。

２　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

４⑴　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は四捨五入する。

⑵　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。

（別紙省略）

札幌地方裁判所民事第４部

再生手続開始

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始